

平成28年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正等について

建設産業課

I 趣旨

「広島県建設産業ビジョン2016」に掲げる「地域における社会资本整備の担い手が確保されつづけている状態」の実現に向け、「確かな競争力を発揮する建設産業」及び「地域を支える建設産業」の取組分野において、公共事業に係る市場環境整備を進めていくため、次のとおり制度改正等を行う。

II 改正内容等

建設工事等に係る改正

1 **社会保険等未加入対策の実施** 【平成28年4月～】

(P 3)

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を実施する。

2 **県内建設業者の合併の促進支援措置の継続**

(P 4)

県内建設業者の合併等により、技術力、競争力の強化及び地域内企業間連携を促進するため、入札参加における特例措置の申請期限を5年間延長する。

3 **建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正** 【平成28年6月～】

(P 5)

適正な競争と工事品質を確保する観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を改正する。

4 **建設工事（土木・営繕工事）に係る総合評価落札方式について** 【平成28年6月～】

(P 7)

総合評価落札方式の型式、評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

5 **建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正** 【平成28年6月～】

(P 12)

県発注工事における受注業者の適正な競争環境を確保するため、建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正を行う。

6 **地域維持業務（植栽管理）に係る入札契約制度の改正** 【平成28年6月～】

(P 13)

土木建築局が所管する地域維持業務（植栽管理業務）の入札契約制度について適正な競争と業務品質を確保する観点から建設工事に準じて取扱いを改正する。

7 **優良建設工事等の表彰制度について** 【平成29年度～】

(P 14)

県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、候補者の自薦による「申請方式」を導入する。

測量・建設コンサルタント等業務に係る改正

- 8 **測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度の改正**【平成28年6月～】 (P 15)

適正な競争と業務品質を確保する観点から低入札価格調査制度を改正する。

- 9 **測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について**【平成28年6月～】 (P 16)

総合評価落札方式の適用基準、型式等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

- 10 **測量・建設コンサルタント等業務に係る表彰制度の創設**【平成29年度～】 (P 18)

県内に本店を有する業者が履行した優良業務に対するインセンティブを強化するため、「優良業務の表彰制度」を創設する。

入札参加資格認定等に係る改正

- 11 **平成29・30年度の建設工事の入札参加資格認定に係る解体工事の新設について** (P 19)

建設業法の改正により、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されることに伴い、平成29・30年度の建設工事の入札参加資格を認定する業種に「解体工事」を新設する。

- 12 **平成29・30年度の建設工事の入札参加資格認定に係る主観的事項** (P 20)

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献への取組を評価するため、建設工事の入札参加資格認定に係る主観的事項として、消防団協力事業所の認定及び協力雇用主の登録に関する事項を追加する。

- 13 **平成29・30年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項等** (P 21)

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献への取組を評価するため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項として、消防団協力事業所の認定及び協力雇用主の登録に関する事項等を追加する。

また、公正な入札環境の確保や労働環境の改善を図るため、社会保険等への加入を入札参加資格認定の要件とする。

そ の 他

- 14 **地域建設業経営強化融資制度の延長** (P 22)

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を5年間延長する。

1 社会保険等未加入対策の実施

1 趣旨

建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、県発注工事における社会保険等未加入対策を実施する。

2 取組内容

社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

県は受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して次の措置を行う。

措置	内容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の10%を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

「特別の事情」とは、当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合など発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則1か月）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

3 施行期日

平成28年4月1日以降に県と受注者が契約する工事から実施

（対象部局：全部局）

参考（先行実施している取組）

ア 建設業許可行政庁への通報

【平成27年4月から実施】

発注機関は受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含むすべての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

建設業許可行政庁は、未加入建設業者に社会保険等の加入に係る指導等を行う。

イ 平成27・28年度建設工事入札参加資格申請に社会保険等加入を要件

【平成26年11月から実施】

平成27・28年度建設工事入札参加資格者名簿登載業者を社会保険等加入建設業者に限定する。（名簿有効期間 平成27年6月から平成29年5月まで）

2 県内建設業者の合併の促進支援措置の継続

1 趣旨

県内建設業者の合併等により、技術力、競争力の強化及び地域内企業間連携を促進するため、入札参加における特例措置の申請期限を5年間延長する。

2 申請期限

変更前	変更後
平成28年3月31日まで	平成33年3月31日まで

3 内容

項目	内容
対象となる企業連携及び協業化の形態	合併会社、事業譲渡、分割承継、協業組合
入札参加資格の特例措置	<ul style="list-style-type: none">・格付時の総合数値を15%加算 (申請日における名簿有効期限まで)・格付時の総合数値を10%加算 (申請日時点の名簿の次回名簿の有効期限まで)
受注機会の確保の特例措置 (合併当事会社がすべての適用条件を満たす申請に限る。)	<p>〈適用条件〉</p> <ul style="list-style-type: none">・適用を受けようとする<u>業種のいずれかについて</u>500万円以上の県発注工事の元請施工実績を有すること・申請日までの2年以内に指名除外措置等を受けていないこと <p>〈直近下位ランクにおける入札参加〉</p> <ul style="list-style-type: none">・合併会社等の主たる営業所の所在地においては直近下位ランクにおいても入札参加が可能 <p style="text-align: right;">(当分の間)</p> <p>〈みなし主たる営業所扱い〉</p> <ul style="list-style-type: none">・県発注工事の受注実績のある合併会社の営業所は全て「主たる営業所扱い」とした入札参加が可能 <p style="text-align: right;">(当分の間)</p>
申請期限	平成33年3月31日まで (5年間延長)

4 施行期日

平成28年4月1日

(対象部局：全部局)

3 建設工事に係る低入札価格調査制度等の改正

1 趣旨

適正な競争と工事品質を確保する観点から低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を改正する。

2 主な改正内容

(1) 適用対象

次のとおり適用対象金額を改正し、工事に係る競争入札に適用する。

区分	変更前	変更後
低入札価格調査制度	請負対象設計金額 1,000万円以上	全ての工事
最低制限価格制度	請負対象設計金額 1,000万円未満	廃止

(2) 判断基準

「適正な履行確保の基準」における「数値的判断基準」のうち、総額失格基準価格の上限（総額失格適用上限価格）を廃止する。

(3) 工事完成後調査の強化

低入札価格調査を経て契約を締結した工事の工事完成後調査において、社会保険労務士による労務監査を導入する。

区分	変更前	変更後
工事完成後調査	①調査資料作成 ②発注者へ提出	①調査資料作成 ②社会保険労務士による労務監査※を受けて意見書を受領 ③社会保険労務士の意見書を添えて発注者へ提出

※労務監査に要する費用は受注者の負担とする

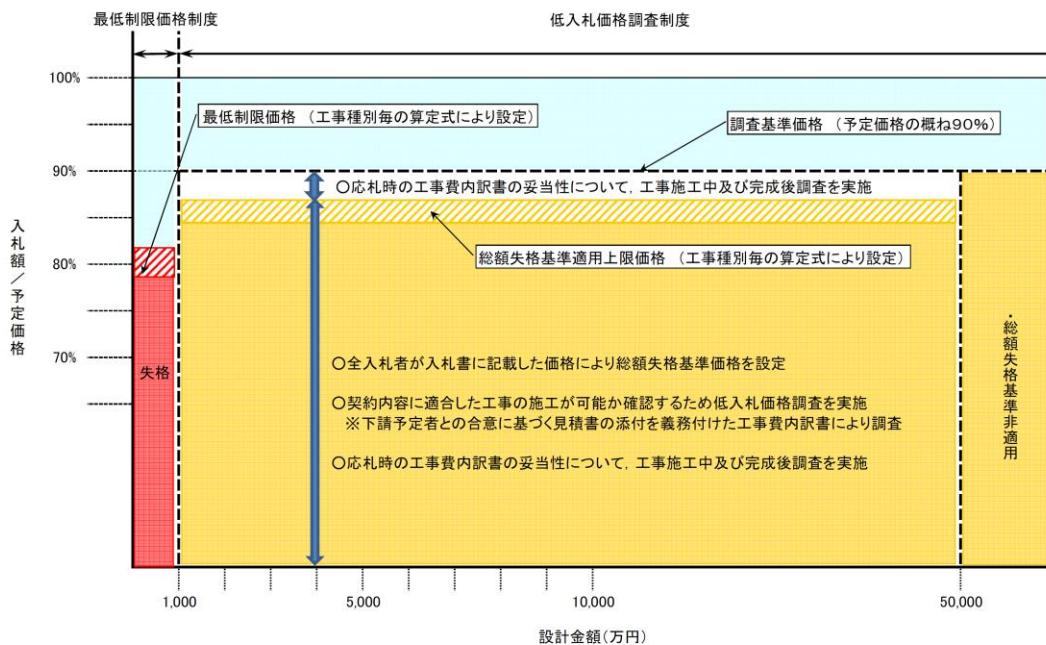
3 施行期日

平成28年6月1日以降に指名・公告する工事から実施

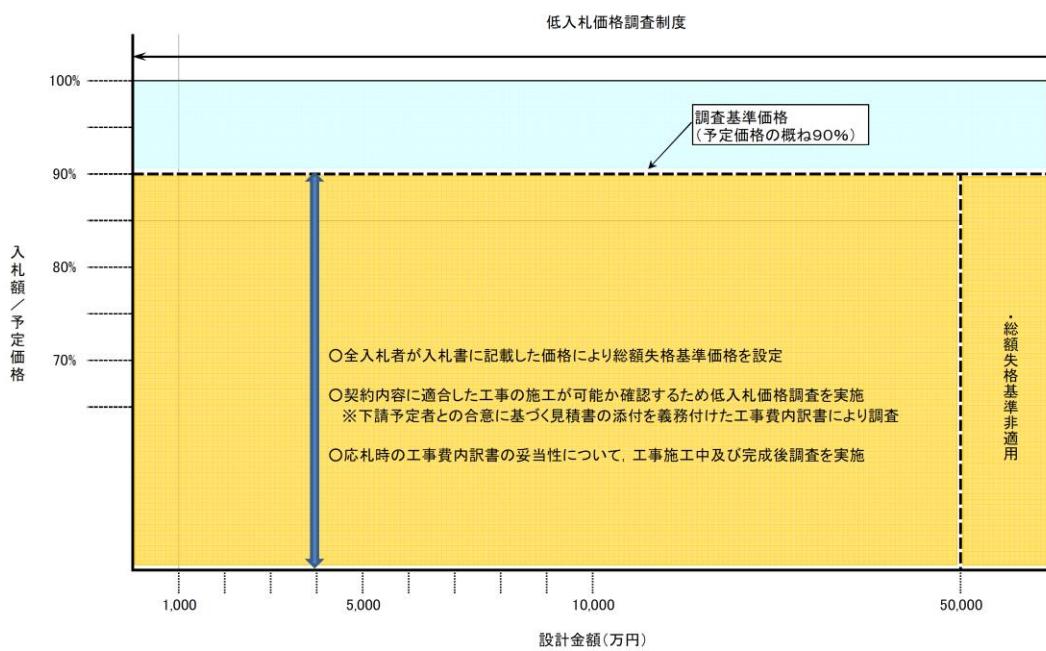
(対象部局：全部局)

4 イメージ図

【現行】



【改正後】



4 建設工事（土木工事）に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の型式、評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 型式の変更

請負対象設計金額5,000万円以上の工事について、原則として総合評価落札方式による発注を引き続き行う。

実績評価型は、従前どおりの運用の「実績評価1型」と、小規模で難易度の低い工事を対象に同種・同規模工事の実績を求める「実績評価2型」の2つの型式に細分化する。なお、「実績評価2型」は、請負対象設計金額5,000万円未満の工事にも試行的に実施する。

技術評価1・2型は、大規模な工事を対象に、技術提案を求める場合に実施する。

請負対象設計金額	変更前の型式	変更後の型式
5,000万円以上	技術評価I型	技術評価1型
	技術評価II型	技術評価2型
	実績評価型	<u>実績評価1型</u>
5,000万円未満	地域実績評価型（試行） ※舗装・法面・地域要件が広い場合等	<u>実績評価2型</u> ※5,000万円未満の工事にも試行的に実施

3 評価項目等の改正点

(1) 実施方針の廃止

実施方針の評価を廃止し、技術提案において現場の把握度を含め審査する。

(2) 配置予定技術者の施工経験工事の評価方法の変更

施工経験工事の評価の対象を「同種・同規模工事」から「同一業種工事」に変更する。

(3) 地域貢献の実績

「除雪等業務委託」と「災害復旧工事」の受注実績の有無の評価を統合し、1つの項目として評価する。

(4) 「加算点の換算値」の変更

技術力の高い企業の能力を適正に反映できるよう、「加算点の換算値」を変更する。

4 施行期日

平成28年6月1日以降に公告する工事から実施

（対象部局：農林水産局、土木建築局）

総合評価落札方式の評価項目改正案 (H28.6~)

	<u>実績評価2型</u>	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			<u>8.0~11.0</u>	<u>8.0~15.0</u>	<u>16.0~27.0</u>
① 実施方針			—	—	—
② 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
③ 施工に関する課題				(4.0) 8.0	◎4.0
④ 工期設定の適切性 〈選択〉				◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	<u>5.0</u>	<u>10.0</u>	<u>10.0</u>	<u>10.0</u>	<u>10.0</u>
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点 (過去4年間の工事成績の最高点※) ※『実績評価2型』限定	<u>3.0</u>	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	<u>2.0</u>	2.0	2.0	2.0	2.0
(3) 配置予定技術者の能力	<u>8.0~9.0</u>	<u>8.0~9.0</u>	<u>8.0~9.0</u>	<u>8.0~9.0</u>	<u>8.0~9.0</u>
① 主任(監理)技術者の保有する専門資格 〈選択〉	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点 (過去5年間の工事成績の最高点※) ※『実績評価2型』限定	<u>1.0</u>	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>
④ 過去15年間の主任(監理)技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	<u>2.0</u>	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 継続教育(CPD)の取組み	<u>2.0</u>	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	<u>1.0</u>	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	<u>4.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0</u>
① 地域内における主たる営業所の有無	<u>2.0</u>	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	<u>2.0</u>				
(5) 地域貢献の実績 <small>(『実績評価2型』では発注事務所管内での実績に限定)</small>	<u>2.0~6.0</u>	<u>1.0~2.0</u>			
① 過去1年間の「広島県公共土木災害支援制度」に基づく活動実績の有無【土木一式のみ】	◎2.0	◎1.0			
② 過去5年間のボランティア活動の実績の有無 (マロード、ラブリバーエコシステム認定)	<u>2.0</u>	1.0			
③ 過去5年間の除雪等業務委託※又は災害復旧工事の受注実績の有無【土木一式のみ】 ※除雪等業務委託士門町への特別条例別額認定の発注業務も対象とする	◎2.0				
(6) 指名除外の状況	<u>-1.0</u>	<u>-1.0</u>	<u>-1.0</u>	<u>-1.0</u>	<u>-1.0</u>
① 過去1年間における指名除外措置の有無	<u>-1.0</u>	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	<u>19.0~24.0</u>	<u>20.0~22.0</u>	<u>27.0~31.0</u>	<u>27.0~35.0</u>	<u>35.0~47.0</u>
配 点 (換算値)	<u>50点換算</u>	<u>50点換算</u>	<u>60点換算</u>	<u>60点換算</u>	<u>70点換算</u>

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄()は(1)(2), (3)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

【参考】建設工事（企業局 水道施設）に係る総合評価落札方式について

※ 企業局所掌の建設工事（水道施設）については、「建設工事（土木工事）に係る総合評価落札方式について」の「3 評価項目等の改正点 (3) 地域貢献の実績」を除き、建設工事（土木工事）と同様の変更とする。

総合評価落札方式の評価項目改正案 (H28. 6~)

	実績評価2型	実績評価1型	技術評価2型	技術評価1型 (3億円未満)	技術評価1型 (3億円以上)
(1) 技術提案			8.0~11.0	8.0~15.0	16.0~27.0
① 実施方針			—	—	—
② 品質に関する課題				(4.0) 8.0	(8.0) 16.0
③ 施工に関する課題			(4.0) 8.0	◎4.0	◎8.0
④ 工期設定の適切性（選択）			◎3.0	◎3.0	◎3.0
(2) 企業の施工能力	5.0	10.0	10.0	10.0	10.0
① 過去15年間の同種・同規模工事の施工実績		2.0	2.0	2.0	2.0
② 過去4年間の工事成績3件の平均点（過去4年間の工事成績の最高点※）※『実績評価2型』限定	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0
③ 過去2年間に当該業種で優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
(3) 配置予定技術者の能力	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0	8.0~9.0
① 主任（監理）技術者の保有する専門資格（選択）	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0	◎1.0
② 過去8年間の工事成績3件の平均点（過去5年間の工事成績の最高点※）※『実績評価2型』限定	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の工事の施工経験の有無	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
④ 過去15年間の主任（監理）技術者の同一業種の施工経験工事の従事役職	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑤ 総続教育（CPD）の取組み	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
⑥ 主任（監理）技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
(4) 地域の精通性	4.0	1.0	1.0	1.0	1.0
① 地域内における主たる営業所の有無	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0
② 過去3年間の地域内における同一業種の工事の施工実績	2.0				
(5) 地域貢献の実績 （『実績評価2型』では発注事務所管内の実績に限定）	0.0~6.0	0.0~2.0			
① 広島県企業局（〇〇水道事務所）で過去2年間の水道事故等応急措置業者としての協定等の有無（土木一式のみ）	◎2.0	◎1.0			
② （県営水道用水供給事業給水対象市町における）過去5年間のボランティア活動の実績の有無（マイコード、アブリバード制度認定）（土木一式のみ）	◎2.0	◎1.0			
③ 広島県企業局（〇〇水道事務所）で過去5年間の管路パトロール等業務委託の受注実績の有無（土木一式のみ）	◎2.0	—			
(6) 指名除外の状況	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
① 過去1年間ににおける指名除外措置の有無	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0	-1.0
合 計	17.0~24.0	19.0~22.0	27.0~31.0	27.0~35.0	35.0~47.0
配 点（換算値）	50点換算	50点換算	60点換算	60点換算	70点換算

※各型式の評価項目は標準例であり、実施にあたっては変更となる場合がある。

※配点欄（ ）は(1)(2)(3)において課題が2つ以上ある場合の配点とする。

下線部は変更箇所

※◎は工事の内容により評価項目の設定を行わない場合がある。

※WTO案件を含むJV工事の型式・評価項目等は別途決定する。

（対象部局：企業局）

4 建設工事（営繕工事）に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の適用基準、評価項目等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 評価項目等の改正点

(1) 企業の施工能力の工事成績評定の評価方法の変更

現行の過去4年間の工事成績評定点の平均点（広島県入札参加資格者名簿）の評価から、次のとおり評価方法を変更する。

過去4年間（平成24年4月1日から公告日の前日）の当該工事と同じ業種の広島県の工事成績評定点3件の平均点を評価する。

(2) 配置予定技術者の能力の継続教育（C P D）の取組みの評価方法の変更

建築設備工事は、継続教育（C P D）の単位取得の証明について建築工事と同様に「建築C P D運営会議が証明するもの」としてきたが、「建設系C P D協議会加盟の団体が証明するもの」も評価の対象とする。

(3) 「加算点の換算値」の変更

技術力の高い企業の能力を適正に反映できるよう、「加算点の換算値」を変更する。

3 施行期日

平成28年6月1日以降に公告する工事から実施

（対象部局：土木建築局）

総合評価落札方式の評価項目改正案（H28.6～）

	実績評価型	技術評価2型	技術評価1型
1. 技術提案について		6.0	12.0
(1)工事目的物の性能・機能の向上に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)			6.0
(2)社会的要請への対応に関する課題 (最大3視点/1課題、1提案/1視点)		6.0	6.0
2. 企業の施工能力について	6.0	6.0	6.0
(1)過去15年間の同種・同規模の施工実績	1.0	1.0	1.0
(2) <u>過去4年間の工事成績3件の平均点（県発注工事に限る）</u>	3.0	3.0	3.0
(3)当該業種における過去2年間の優良建設業者の表彰・特別表彰に該当	2.0	2.0	2.0
3. 配置予定技術者について ※（ ）内は、建築一式工事以外の場合	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)	5.0 (6.0)
(1)過去15年間の主任(監理)技術者の施工経験	3.0	3.0	3.0
(2)継続教育(CPD)の取組み 建築設備工事は「建設系CPD」も対象	1.0	1.0	1.0
(3)主任(監理)技術者が過去2年間に当該業種で優秀技術者の表彰に該当	1.0	1.0	1.0
(4)主任(監理)技術者の保有する資格(建築一式工事を除く)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
4. 地域の精通性・貢献度について ※（ ）内は、建築一式工事の場合	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)	3.0 (4.0)
(1)地域内における主たる営業所の有無	2.0	2.0	2.0
(2)近隣地域における同種・同規模工事の過去10年間の施工実績	1.0	1.0	1.0
(3)広島県被災建築物応急危険度判定士の認定状況(建築一式工事のみ該当)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
5. 指名除外の状況	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
(1)過去1年間における指名除外の有無	(-1.0)	(-1.0)	(-1.0)
合 計	15.0	21.0	27.0
配点（換算値）	<u>40点換算</u>	<u>50点換算</u>	<u>60点換算</u>

下線部は変更箇所

5 建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正

1 趣旨

県発注工事における受注業者の適正な競争環境を確保するため、建設工事に係る格付別標準発注金額表の改正を行う。

2 改正内容

代表的な業種である土木一式工事、建築一式工事について、次のとおり改正する。

建設工事指名業者等選定要綱別表第5に掲げる格付別標準発注金額表（二）

業種	改正前		改正後				
土木一式工事	<table border="1"><tr><td>請負対象設計金額</td><td>格付け</td></tr><tr><td>3,000万円以上5,000万円未満</td><td>A（県内）</td></tr></table>		請負対象設計金額	格付け	3,000万円以上5,000万円未満	A（県内）	廃止
請負対象設計金額	格付け						
3,000万円以上5,000万円未満	A（県内）						
建築一式工事	<table border="1"><tr><td>請負対象設計金額</td><td>格付け</td></tr><tr><td>3,000万円以上5,000万円未満</td><td>A（県内）</td></tr></table>		請負対象設計金額	格付け	3,000万円以上5,000万円未満	A（県内）	廃止
請負対象設計金額	格付け						
3,000万円以上5,000万円未満	A（県内）						

3 施行期日

平成28年6月1日以降に指名又は公告する工事から適用する。

（対象部局：全部局）

6 地域維持業務（植栽管理）に係る入札契約制度の改正

1 趣旨

土木建築局が所管する地域維持業務（植栽管理業務）の入札契約制度について、適正な競争と業務品質を確保する観点から建設工事に準じて取扱いを改正する。

2 改正内容

(1) 低入札価格調査制度の拡大

次のとおり適用対象金額を改正し、植栽管理業務に係る競争入札に適用する。

区分	変更前	変更後
低入札価格調査制度	請負対象設計金額 500 万円以上	全ての業務

その他建設工事に準じて、業務費総額失格基準適用上限価格を廃止する。

(2) 配置資格者要件

次の要件（アとイ）の両方を満たすこと。

ア 資格区分（いずれかの資格を有する技術者）		
建設業法【技術検定】	合格証明書	1級造園施工管理技士
		2級造園施工管理技士
技術士法【技術士試験】	登録証	建設・総合技術監理（建設）
		建設「鋼構造及びコンクリート」・ 総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
		1級造園技能士又は2級造園技能士
職業能力開発促進法 【技能検定】	合格証書	

イ 一般社団法人日本造園建設業協会の認定する「街路樹剪定士」の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限るが、アの技術者と同一人物である必要はない。）を剪定作業中常時、作業又は現場において指導に当たらせること。

3 これまでの取組（平成26年6月～）

ア 一般競争入札の導入

競争性を確保するため、請負対象設計金額1,000万円以上の業務に導入。

イ 低入札価格調査制度の導入

ダンピング対策を強化するため、請負対象設計金額500万円以上の業務に導入。

ウ 業務費内訳書の導入

適正な見積りを促すため、入札時に業務費内訳書の提出を要件化。

エ 仕様書の見直し及び監督体制の強化

適切な業務品質を確保するための仕様書を整備し、監督体制を強化。

4 施行期日

平成28年6月1日以降に指名又は公告する業務から実施

（対象部局：土木建築局）

7 優良建設工事等の表彰制度について

1 趣旨

県内に本店を有する業者が施工した優良建設工事を対象に実施している表彰制度について、候補者の自薦による「申請方式」を導入する。

2 主な改正内容

県において示す申請方法に基づき、「優良建設工事等表彰事務取扱要領」に定める選考基準を満たす者が表彰の申請を行い、申請のあった者を対象に県が選考を行う「申請方式」を導入する。

※表彰対象工事や選考基準は変更しない。

3 申請方法等

申請方法・様式等は、平成29年3月下旬～4月上旬に、「広島県の調達情報」ホームページに掲載する。

4 施行期日

平成28年度に引渡しを受けた工事を対象として表彰選考を行う平成29年度から実施

(対象部局：全部局)

8 測量・建設コンサルタント等業務に係る低入札価格調査制度の改正

1 趣旨

適正な競争と業務品質を確保する観点から低入札価格調査制度を改正する。

2 主な改正内容

(1) 判断基準

「適正な履行確保の基準」における「数値的判断基準」のうち、総額失格基準価格の上限（総額失格基準適用上限価格）を廃止する。

(2) 業務完了後調査の強化

低入札価格調査を経て契約を締結した業務の業務完了後調査において、社会保険労務士による労務監査を導入する。

区分	変更前	変更後
業務完了後調査	①調査資料作成 ②発注者へ提出	①調査資料作成 ②社会保険労務士による労務監査※を受けて意見書を受領 ③社会保険労務士の意見書を添えて発注者へ提出

※労務監査に要する費用は受注者の負担とする

3 施行期日

平成28年6月1日以降に指名する業務から実施

(対象部局：全部局)

9 測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価落札方式について

1 趣旨

総合評価落札方式の適用基準、型式等について、より実態に合った内容へ改定し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図る。

2 適用基準

競争入札に付する業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及びその他の業務を除く）の中から業務内容等を勘案したうえで、対象を選定する。

3 型式の変更

目的を明確化するため以下の型式に変更し、業務内容等により選定する。



4 評価項目等の改正点

配置予定担当技術者について、若手技術者等が配置することで担い手の確保・育成を促進する観点から技術者資格と専任性の合計に上限を設定する。

型式	評価項目	配点	合計 上限配点
技術評価型	技術者資格	0, 1, 2 点	2 点
	専任性（手持ち業務予定期数）	0, 1, 2 点	
実績評価1型 実績評価2型	技術者資格	0, 2, 4 点	4 点
	専任性（手持ち業務予定期数）	0, 2, 4 点	

5 施行期日

平成28年6月1日以降に指名する業務から実施

（対象部局：農林水産局、土木建築局、企業局）

総合評価落札方式の評価項目改正案（H28. 6～）

評価項目	型式				
	技術評価型	実績評価1型	実績評価2型		
(1) 企業の能力	(8)	(6)	(6)		
過去3年間の同種業務分野3件の業務成績評定の平均点	(4)	(2)	(2)		
業務実施場所	(2)	(2)	(2)		
実施体制及び照査体制	(2)	(2)	(2)		
(2) 配置予定管理技術者の能力	(20)	(23)	(17)		
保有する資格	(3)	(4)	(4)		
手持ち業務予定件数	(3)	(4)	(4)		
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(3)	(3)		
過去10年間の同種業務の実績	(6)	(6)			
過去5年間の同種業務分野（部門）の業務成績評定点	(6)	(6)	(6)		
(3) 配置予定担当技術者の能力	(4)	(7)	(7)		
保有する資格	(2)	※1 (2)	※2 (4)	(4)	※2 (4)
手持ち業務予定件数	(2)			(4)	
継続教育(CPD)の取組み	(2)	(3)	(3)		
(4) 実施方針	(16)				
業務理解度	(16)				
技術評価点	(48)	(36)	(30)		
価格評価点	(40)	(40)	(40)		
評価値（技術評価点 + 価格評価点）	88	76	70		

※1 合計点の上限値は2点とする。

※2 合計点の上限値は4点とする。

下線部は変更箇所

10 測量・建設コンサルタント等業務に係る表彰制度の創設

1 趣旨

県内に本店を有する業者が履行した優良業務に対するインセンティブを強化するため、優良業務の表彰制度を創設する。

2 選考基準等

前年度に引渡しを受けた最終契約額500万円以上の測量・建設コンサルタント等業務において、業務成績評定点が85点以上の業務を履行した県内業者のうち、次に定める基準を全て満たす者

- (1) 前年度に引渡しを受けた県発注業務において、2件以上の受注実績があること
- (2) 上記(1)の業務成績評定点の平均点が75点以上であること
- (3) 上記(1)の業務成績点において、65点未満の業務がないこと
- (4) 上記(1)の業務のうち、広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式試行要領等に基づく総合評価落札方式を適用した業務において、受注者が提出した技術資料に不履行がないこと（ただし、発注者からの指示によるものは除く）
- (5) 前年度に、建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）第2(1)に規定する指名除外を措置されていないこと（同要綱第14(1)によるものに限る）
- (6) 被表彰候補者の選考を行うことが著しく不適当な者でないこと

※県において示す申請方法に基づき、上記「2選考基準等」を満たす者が表彰の申請を行い、申請のあった者を対象に県が選考を行う「申請方式」とする。

※一定期間（4年）続けて表彰の対象となった業者は、特別表彰の対象とする。

※優良業務に選定された業務の主たる業務分野において、全期間にわたって配置されていた管理技術者は、優秀技術者として表彰対象とする。

3 インセンティブの強化

次のとおり、総合評価落札方式において、評価（加点）を行う。

- (1) 表彰制度の表彰対象となった者は、「企業の能力」※において、1点加点（当該業務分野に限る）
- (2) 特別表彰の対象となった者は、さらに1点加点

※現行の「広島県測量・建設コンサルタント等業務総合評価落札方式試行要領」等に基づく評価区分

4 申請方法等

申請方法・様式等は、平成29年3月下旬～4月上旬に、「広島県の調達情報」ホームページに掲載する。

5 施行期日

平成28年度に引渡しを受けた業務を対象として表彰選考を行う平成29年度から実施

（対象部局：全部局）

1.1 平成29・30年度の建設工事の入札参加資格認定に係る解体工事の新設について

1 趣旨

建設業法の改正により、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されることに伴い、平成29・30年度の建設工事の入札参加資格を認定する業種に「解体工事」を新設する。

2 建設業法における経過措置

平成28年6月1日から平成31年5月31日までの3年間は、平成28年6月1日（法施行日）時点で「とび・土工工事業」の許可で解体工事業を営んでいる者であれば、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができる。

（※平成31年6月1日以降は、「解体工事業」の許可が必要）

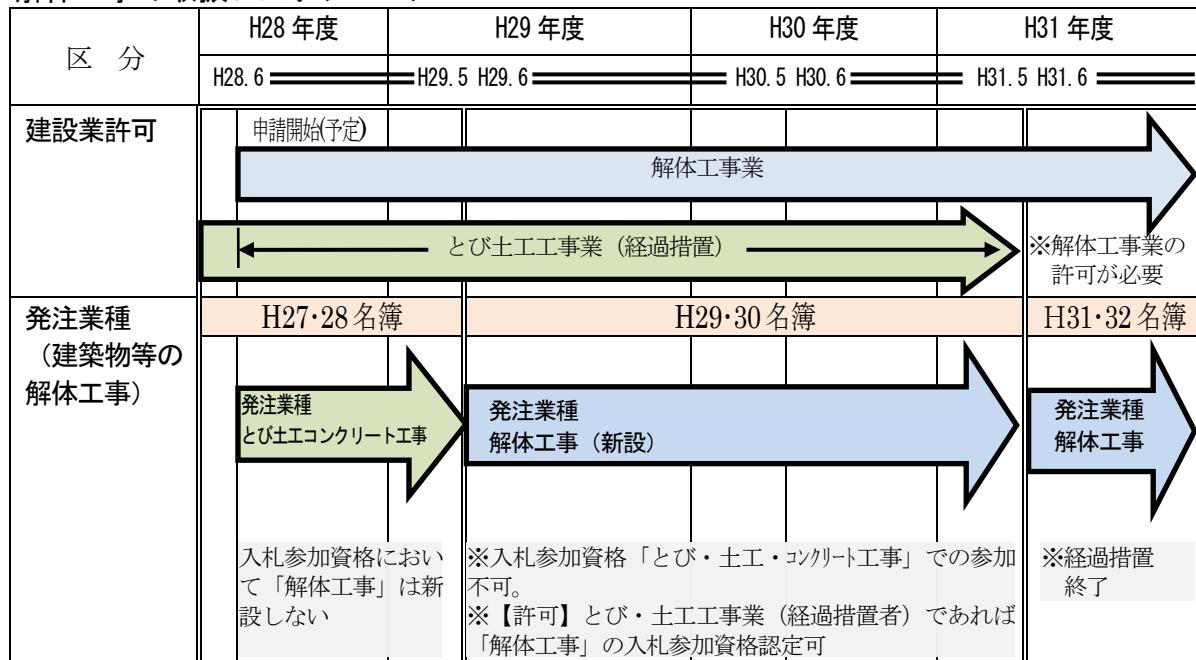
3 県工事における解体工事の発注の取扱い

次の区分により、発注を行う。

区分	平成28年6月から平成29年5月	平成29年6月から平成31年5月
資格認定に必要な建設業許可	とび・土工工事業（経過措置適用）	解体工事業 とび・土工工事業（経過措置適用）
解体工事に係る入札参加資格（発注業種）	【平成27・28年度名簿】 「とび・土工・コンクリート工事」の認定を受けた者	【平成29・30年度名簿】 「解体工事」（新設）の認定を受けた者
完成工事高の取扱い		経営事項審査結果通知書に記載される「とび・土工・コンクリート」及び「解体」に記載される金額（合計）を評価

※平成28年11月（予定）の入札参加資格当初申請受付終了後に、解体工事業の許可及び経営事項審査結果の通知を受け、入札参加資格の業種「解体工事」を希望する場合は、平成29・30年度の追加申請で対応する。

4 解体工事の取扱いスケジュール



12 平成29・30年度の建設工事の入札参加資格認定に係る主観的事項

1 趣旨

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献への取組を評価するため、建設工事の入札参加資格認定に係る主観的事項として、消防団協力事業所の認定及び協力雇用主の登録に関する事項を追加する。

2 平成29・30年度の評価項目（主観数値）

現行（平成27・28年度）	改正案（平成29・30年度）
評価項目	評価項目
工事の施工実績 県発注工事の工事成績数値 優良建設工事施工業者選定・表彰	工事の施工実績 県発注工事の工事成績数値 優良建設業者表彰
技術者の継続学習の状況 土木施工C P D S学習単位数 建築C P D学習時間数 造園C P D学習単位数	技術者の継続学習の状況 土木施工C P D S学習単位数 建築C P D学習時間数 造園C P D学習単位数
品質等の確保 環境マネジメントシステム ・エコアクション21認証 ・ISO14005取得 建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入	品質等の確保 環境マネジメントシステム ・エコアクション21認証 ・ISO14005取得 建設業労働災害防止協会（労働災害防止）に加入
県の重要施策（※県内業者限定） <新設> <新設> 障害者の雇用※ 広島県公共土木施設災害支援制度の認定 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録 広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）	県の重要施策（※県内業者限定） 消防団協力事業所の認定※ 協力雇用主の登録※ 障害者の雇用※ 広島県公共土木施設災害支援制度の認定 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度の登録 広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバー制度）
指名除外等の状況（△減点評価）	指名除外等の状況（△減点評価）

※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

【新たに導入する評価項目】

項目	内容
消防団協力事業所の認定	県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合に加点。
協力雇用主の登録	犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合に加点。

13 平成29・30年度の測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項等

1 趣旨

県の重要施策に理解を深め、事業活動を行っている事業者の社会貢献への取組を評価するため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格認定に係る主観的事項として、消防団協力事業所の認定及び協力雇用主の登録に関する事項等を追加する。

また、公正な入札環境の確保や労働環境の改善を図るため、社会保険等への加入を入れ札参加資格認定の要件とする。

2 平成29・30年度の評価項目（主観数値）

現行（平成27・28年度）	改正案（平成29・30年度）
評価項目	評価項目
品質等の確保 ISO9001	品質等の確保 ISO9001
業務の履行実績 県発注業務の業務成績	業務の履行実績 県発注業務の業務成績
技術者の継続学習の状況 建設系CPD学習単位数※1 測量系CPD学習単位数※2 建築CPD学習時間数 ※3	技術者の継続学習の状況 建設系CPD学習単位数 測量系CPD学習単位数 建築CPD学習時間数
県の重要施策 <新設> <新設> <新設> <新設> 広島県公共土木施設災害支援制度の認定 広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーアイド）	県の重要施策（※県内業者限定） 消防団協力事業所の認定※ 協力雇用主の登録※ 障害者の雇用※ 広島県仕事と家庭の両立支援制度の登録 広島県公共土木施設災害支援制度の認定 広島県アダプト制度の認定（マイロードシステム、ラブリバーアイド）
指名除外等の状況（△減点評価）	指名除外等の状況（△減点評価）

※1 土木関係建設コンサルタント分野及び地質調査分野に加点、※2 測量分野に加点

※3 建築関係建設コンサルタント分野に加点 ※県内業者限定（本店又は主たる営業所の所在地が県内）

【新たに導入する評価項目】

項目	内容
消防団協力事業所の認定	県内市町の消防団協力事業所表示制度に基づき、消防団協力事業所に認定されている場合に加点。
協力雇用主の登録	犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主として広島保護観察所に登録されている場合に加点。
障害者の雇用	障害者雇用率を達成した者又は障害者を雇用している者に該当する場合に加点。
広島県仕事と家庭の両立支援制度の登録	広島県仕事と家庭の両立支援企業として登録されている場合に加点。

3 社会保険等加入の要件化

健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入を入れ札参加資格認定の要件とする。

ただし、加入の義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。

14 地域建設業経営強化融資制度の延長

1 趣旨

建設業者の資金需要へ柔軟に対応するため、地域建設業経営強化融資制度の事業期間を5年間延長する。

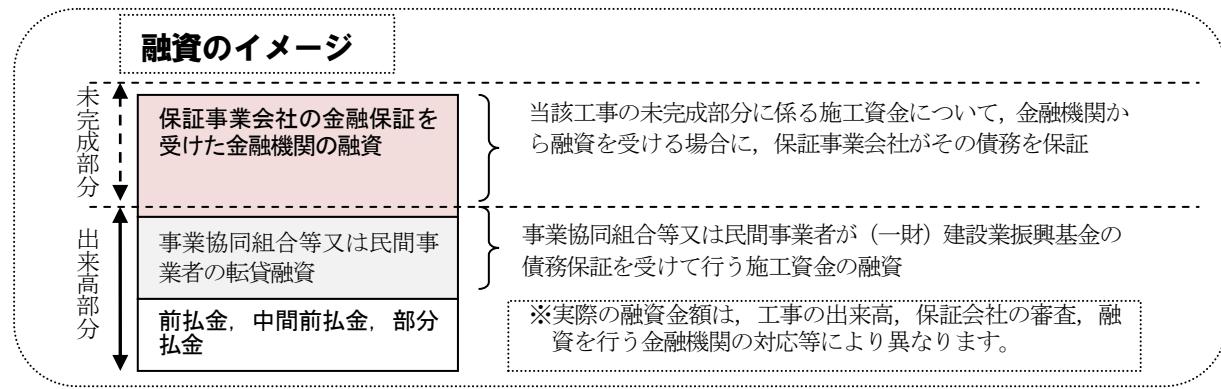
2 事業期間

変更前	変更後
平成28年3月31日まで	平成33年3月31日まで

3 制度概要

広島県と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、県が債権譲渡を承諾することにより、工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けられる制度である。

※中小・中堅建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の業者）



4 債権譲渡の対象となる工事

広島県が発注した工事。ただし、以下の工事は対象外

- ①低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ②以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年に亘る工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎える、かつ残工期が1年未満であるもの
- ③役務的な保証を必要とする工事
- ④その他建設業者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な特別の事情がある工事

5 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

(対象部局：全部局)